(8)　船楼が下方に通ずる開口への直接の通路を保護している場合又は復原性の計算において浮力とみなされる場合には、第二層にある船側外板の舷窓及び窓は、閉鎖され、かつ、風雨密に定着することができるヒンジで止めた内ぶたを備えなければならない。

(9)　(4)に掲げる場所への直接の通路を保護する第二層における船側外板から船内に設置された側部隔壁の舷窓及び窓は、ヒンジで止めた内ぶたを備えなければならず、又は当該舷窓及び窓に近づくことができる場合には、閉鎖し、かつ、風雨密に定着することができる常設的に取り付けられた暴風雨用外側ぶたを備えなければならない。

(10)　第二層及びその上方における船室隔壁及び戸であって、舷窓及び窓とその下方又は復原性の計算において浮力とみなされる第二層に直接に通ずる通路とを仕切るものについては、舷窓及び窓に取り付けられる内ぶた又は暴風雨用ふたの代わりとすることを認めることができる。

(11)　低船尾楼又は標準の高さより低い船楼の甲板上に位置する甲板室は、内ぶたについての要件に関する限り、第二層にあるものとみなすことができる。ただし、当該低船尾楼の高さが標準の船尾楼の高さ以上である場合に限る。

(12)　固定式又は開閉型の天窓は、舷窓及び窓について定めるところにより、当該天窓の大きさ及び位置に適した厚さのガラスを有しなければならない。天窓のガラスは、いかなる位置においても、機械的な損傷から保護されなければならず、及び第一位置又は第二位置に取り付ける場合には、常設的に取り付けられる内ぶた又は暴風雨用ぶたを備えなければならない。

**第二十四規則**　放水口

(1)

(a)　フリーボード甲板又は船楼甲板の暴露部のブルワークがウェルを形成する場合には、甲板から迅速に放水し、かつ、排水するために十分な設備を施さなければならない。

(b)　(1)(c)及び(2)に定める場合を除くほか、フリーボード甲板上の各ウェルについての各舷の最小放水口面積（A）は、ウェル部分の舷弧が標準のものであるか又は標準より大きいものである場合には、次の式によって与えられるものとする。

船楼甲板上の各ウェルについての最小面積は、次に掲げる式で与えられる面積の二分の一とする。

ウェル部分のブルワークの長さ（l）が二十メートル以下の場合には、

$A = 0.7 + 0.035\,l$（平方メートル）

lが二十メートルを超える場合には、

$A = 0.7$（平方メートル）

lは、いかなる場合にも、〇・七Lより大きくとる必要はない。

ブルワークの平均の高さが一・二メートルを超える場合には、所要面積は、高さの差〇・一メートルに対してウェルの長さ一メートルにつき〇・〇四平方メートルの割合で増さなければならない。

ブルワークの平均の高さが〇・九メートル未満の場合には、所要面積は、高さの差〇・一メートルに対してブルワークの長さ一メートルにつき〇・〇四平方メートルの割合で減ずることができる。

(c)　舷弧を有しない船舶については、(b)の規定に従って計算された面積を五十パーセント増さなければならない。舷弧が標準より小さい場合には、この増加率は、一次補間法によって求めるものとする。

(d)　船舶のビームの少なくとも八十パーセントの幅を有する甲板室を船舶の中央に有し、及び船舶の側部に沿って幅一・五メートルを超えない通路を有する平甲板船においては、二のウェルが形成される。各ウェルには、その長さに基づいて要求される放水口面積が与えられなければならない。

(e)　仕切隔壁が船体中央部の甲板室の前端で船舶を完全に横切って備えられている場合には、暴露甲板は、二のウェルに分割され、甲板室の幅については制限を受けない。

(f)　低船尾楼上のウェルは、フリーボード甲板上にあるものとして取り扱わなければならない。

(g)　貨物マニフォールド及び貨物配管として、タンカーの暴露甲板上に取り付けられている高さ三百ミリメートルより大きいガッター材は、ブルワークとして扱わなければならない。放水口は、この第二十四規則に従って備えなければならない。積込及び積卸しの作業中の使用のために放水口に取り付けられるふさぎ板は、海上でごみ詰まりが生ずることがないような方法で配置するものとする。

(2)　船舶が第三十六規則(1)(e)の要件に適合しないトランクを備えている場合又は分立船楼間に連続するか若しくは実質的に連続するハッチ側部コーミングが設けられている場合には、放水口の最小面積は、次の表により計算するものとする。

| ハッチ又はトランクの幅の船舶の幅に対する比 | 放水口面積のブルワークの全面積に対する比 |
|---|---|
| 40パーセント以下 | 20パーセント |
| 75パーセント以上 | 10パーセント |

中間の幅に対応する放水口の面積は、一次補間法によって求めるものとする。

(3)　(1)の規定によって要求されるブルワークの放水口面積の有効性は、船舶の甲板を横切る自由流面積によるものとする。

甲板上の自由流面積は、ハッチの間及びハッチと船楼と甲板室との間のブルワークの実際の高さまでのすき間の純面積とする。

ブルワークにおける放水口の面積は、純自由流面積に関連して次のとおり決定しなければならない。

(a)　ハッチ・コーミングが連続的であるとして(2)の規定によって計算された放水口面積より自由流面積が小さくない場合には、(1)の規定によって計算する最小放水口面積は、十分であるとみなさなければならない。

(b)　自由流面積が(1)の規定によって計算する面積に等しいか又はそれより小さい場合には、ブルワークの最小放水口面積は、(2)の規定によって決定しなければならない。

(c)　自由流面積が(2)の規定によって計算する面積より小さいが、(1)の規定によって計算する面積より大きい場合には、ブルワークの最小放水口面積は、次の式によって決定しなければならない。

$F = F1 + F2 - fP$（平方メートル）

この場合において、

F1は、(1)の規定によって計算する最小放水口面積とする。

F2は、(2)の規定によって計算する最小放水口面積とする。

fpは、ハッチの端部と船楼との間又はハッチの端部と甲板室との間の通路及びすき間のブルワークの実際の高さまでの純面積の合計とする。

(4)　フリーボード甲板上又は船楼甲板上に開放された甲板上のブルワークで形成するウェルに対して一端又は両端が開放されている船楼を有する船舶については、このような船楼内の場所の放水のため、適当な設備を主管庁が十分と認めるように設けなければならない。